

化管法施行令改正及びPRTR電子届出 に関する講習会

講演要旨集

主催



経済産業省

目次

【経済産業省】

化管法(PRTR制度・SDS制度)の概要及び改正内容について…………… 1

【独立行政法人製品評価技術基盤機構】

PRTR電子届出についての新たな発信情報・ツールのご紹介…………… 18

【参考資料】

様式第4 電子情報処理組織使用届出書 ……………31

電子情報処理組織使用届出書の作成方法……………33

化管法(PRTR制度・SDS制度)の概要 及び改正内容について

令和4年
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

目次

1. 化管法の概要
2. 化管法の見直し（政省令改正）
3. PRTR電子化促進について

目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

化管法[※]の概要 ※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。

【参考】PRTR届出対象業種一覧

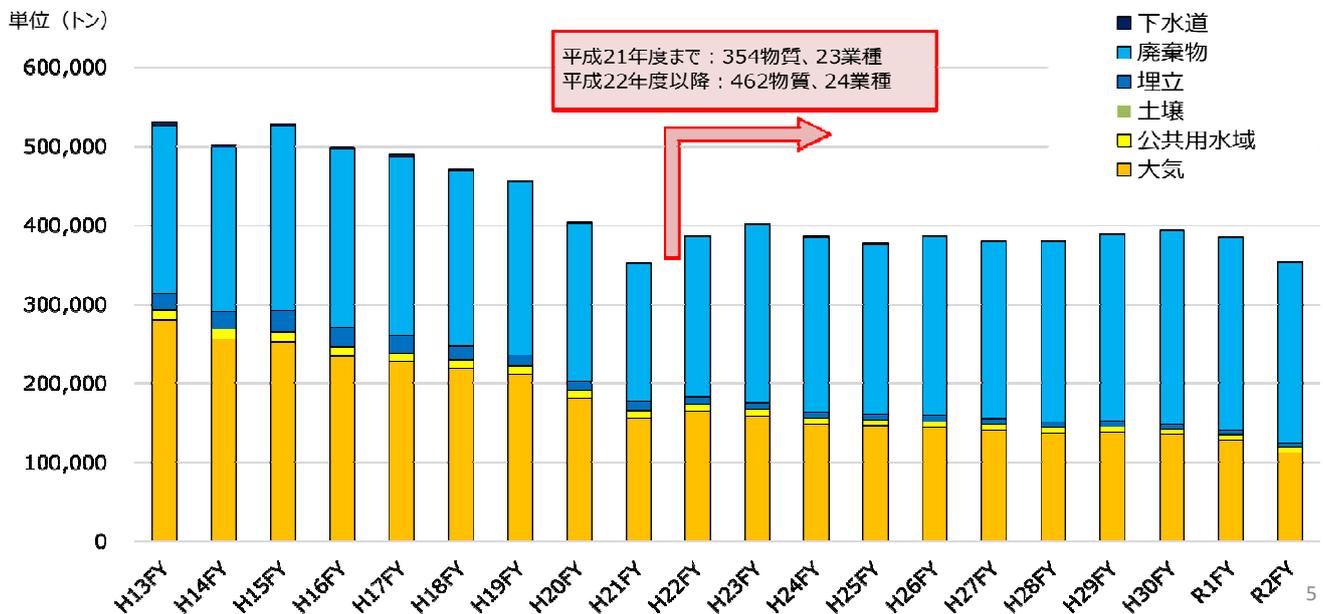
1	金属鉱業	4	電気業	22	医療業
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業	23	高等教育機関 (附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
3	製造業	6	熱供給業	24	自然科学研究所
	a	食品製造業	7	下水道業	
	b	飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業	
	c	繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	
	d	衣服・その他の繊維製品製造業			
	e	木材・木製品製造業			
	f	家具・装備品製造業	10	石油卸売業	
	g	パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	
	h	出版・印刷・同関連産業			
	i	化学工業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)	
	j	石油製品・石炭製品製造業			
	k	プラスチック製品製造業	13	燃料小売業	
	l	ゴム製品製造業	14	洗濯業	
	m	なめし革・同製品・毛皮製造業	15	写真業	
	n	窯業・土石製品製造業	16	自動車整備業	
	o	鉄鋼業	17	機械修理業	
	p	非鉄金属製造業	18	商品検査業	
	q	金属製品製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)	
	r	一般機械器具製造業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	
	s	電気機械器具製造業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	
	t	輸送用機械器具製造業			
	u	精密機械器具製造業			
	v	武器製造業			
w	その他の製造業				

4

2020（令和2）年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 2020（令和2）年度における排出量・移動量は、354千トン（前年度比8.2%減）
 - 排出量 124千トン（前年度比11.4%減）
 - 移動量 230千トン（前年度比6.3%減）
 - ※届出事業所（約3万3千事業所）計
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、194千トンと推計

＜届出排出量・移動量の推移＞



5

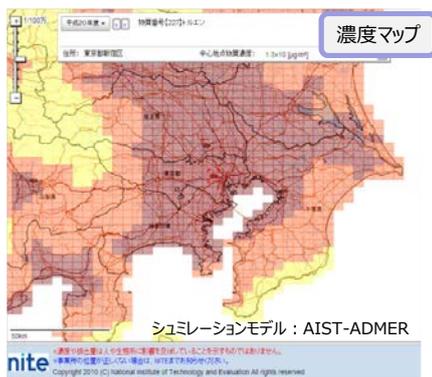
【参考】PRTR届出・集計の区分

対象業種	非対象業種	家庭
届出対象 従業員数21人以上 取扱量 1 t 以上	農薬、殺虫剤 塗料、接着剤 洗浄剤	
	漁網防除剤 汎用エンジン 水道のトリハロメタン オゾン層破壊物質、ダイオキシン類	化粧品 防虫剤・消臭剤 たばこの煙
届出対象外 従業員数20人以下 取扱量 1 t 未満	低含有率物質 下水処理施設 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設	
移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道、航空機）		

6

化学物質の排出状況の情報提供について

- PRTR届出データに基づき、大気中の濃度や排出量を地図上に表示するとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールをインターネット上で公開している。



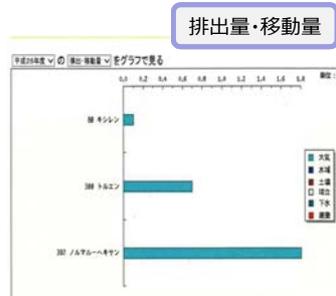
(出典) NITE：PRTRマップ



(出典) NITE：PRTRマップ



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

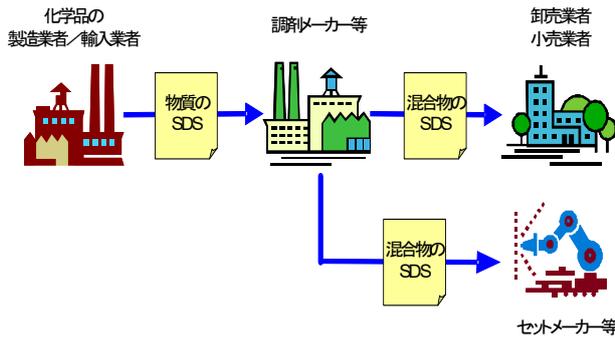


(出典) 環境省：PRTRインフォメーション広場

7

SDS制度の概要

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっている。
- 日本国内では、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されている。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

※昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施（メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加）。（令和4年3月31日公布）

8

化管法SDS制度へのGHS導入

GHSの導入とJISの改正

- 2012（平成24）年4月、化管法SDS省令をGHSの導入を目的として改正。併せて、化管法及び労働安全衛生法における危険有害性情報等の伝達方法（SDS及びラベル）を共通化（下記の国連GHS文書に対応したJISを引用）
 - JIS Z7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
 - JIS Z7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法（ラベル、作業場内表示及び安全性データシート）

○2019（令和元）年5月、JISが改正され、現在、国連GHS文書第6版に対応している。

GHS混合物分類判定システムの公開

- 2014（平成26）年9月、GHSの更なる普及と事業者のGHS分類及びラベル表示を支援するため、インストール版GHS混合物分類判定システムを公開。
- 2021（令和3）年4月、NITEにてweb版のGHS混合物分類判定ラベル作成システム「**NITE-Gmiccs**」を公開。（当該公開をもってインストール版GHS混合物分類判定システムの更新を廃止。）
 - JIS Z7252に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力等が可能。
 - 化学品の安全データシート（SDS）の作成支援。
 - 厚労省、経産省、環境省が行った約4,000物質のGHS分類結果を搭載（アップデート不要。最新情報が搭載）。



【参考】GHS※1（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

- 国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法。
- GHSは、欧州各国、米国、ロシア、中国等をはじめ83カ国※2（体制整備中の国含む）で導入されている。
- 危険有害性に関する情報の伝達手段の調和がなされると、化学品の試験・評価の重複を回避出来る等、事業者の負担が軽減。

※1 GHS:The Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals

※2 国連欧州経済委員会（UNECE）資料（2021.10）による

GHSによる分類・表示

ラベル	SDS(安全データシート)
 <p>ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達</p>

【GHS導入のメリット】

- 人の健康や環境の保護を強化
- 化学品の試験・評価の重複を回避
- 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献
- 自社の安全性イメージ向上に寄与



10

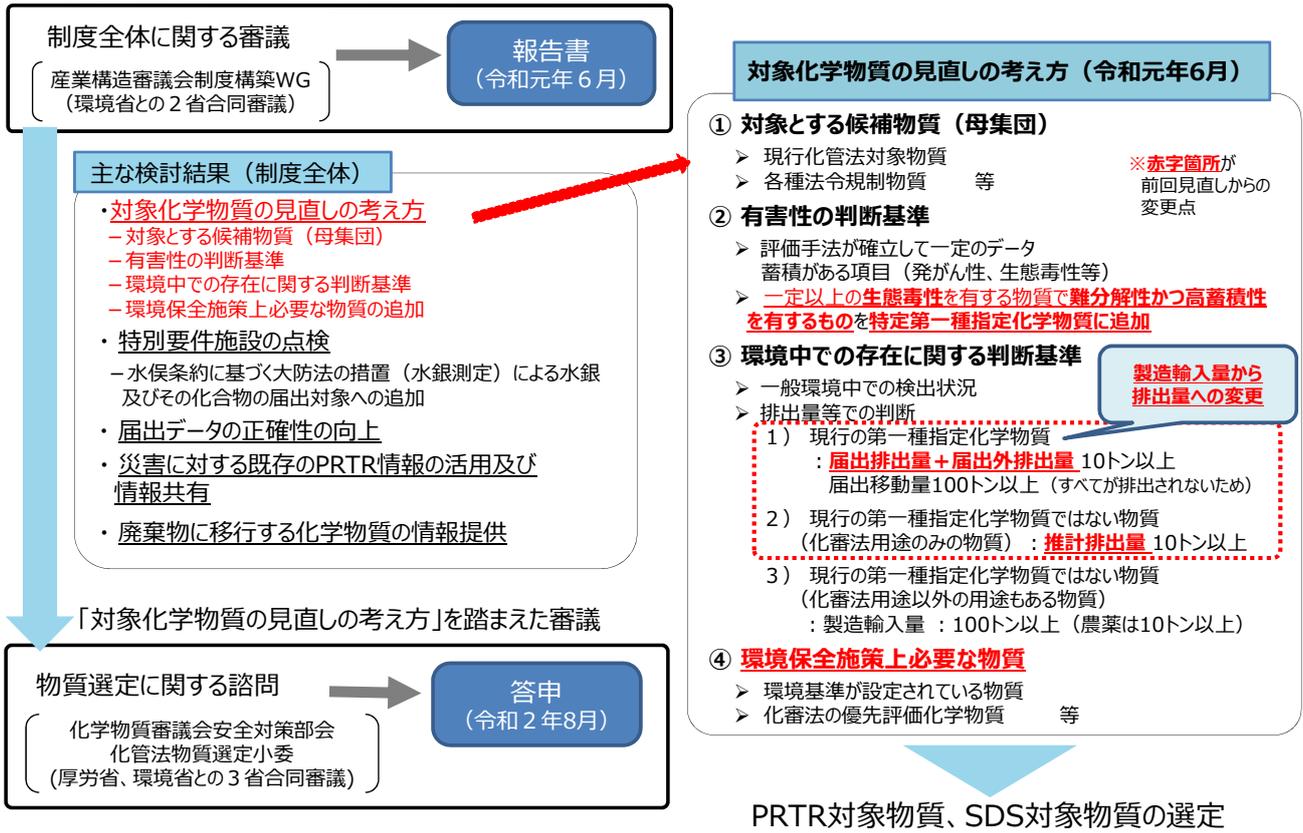
目次

1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

化管法見直し - 制度検討のプロセスと対象物質の見直し

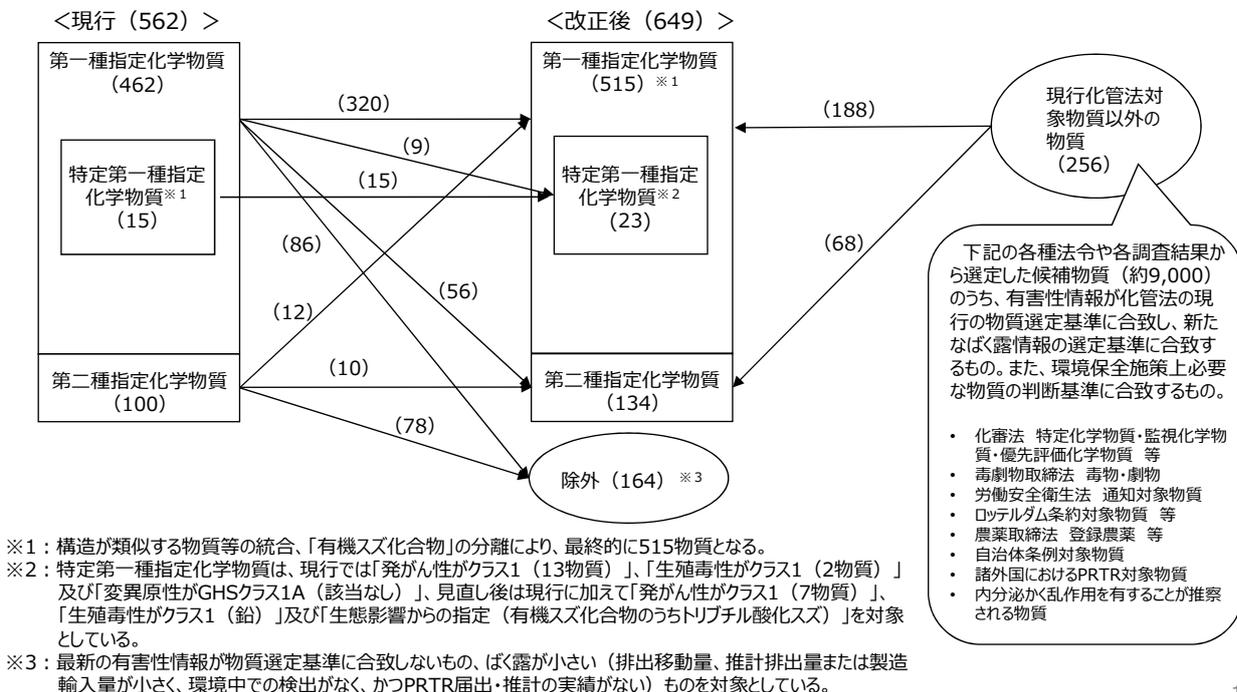


12

見直しによる化管法対象物質数の概況 (令和3年10月20日公布)

化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は23物質

(数字は物質数を示している。)



13

化管法対象化学物質について

対象化学物質の名称の付与や情報提供について(FQA)

1. 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正

① 「IUPAC命名法」に基づき、炭化水素鎖の名称を付与。

炭化水素鎖の炭素数が指定されており（「プロピル」「ブチル」「ペンチル」「ヘキシル」「ヘプチル」「オクチル」「ノニル」「デシル」等）、構造を示す接頭語（「イソ」「セカンダリ」「ターシャリ」等）が無い場合は、直鎖構造のみを指す。

一方、炭化水素鎖が「アルカン」「アルケン」「アルキル」「アルケニル」「アルカノイル」と表記されており、構造が限定されていない場合は、直鎖構造も分枝構造も含む。

（例）ヘプタン（管理番号731）、ノナン（管理番号791）は直鎖構造のみが対象

② IUPAC命名法では、現行化管法施行令（政令）の物質名称に付与されている「-ノルマル-」を原則として使用しないと規定しているため、今般の改正政令で物質名称に「-ノルマル-」を付さないこととした。

管理番号7、354、356、359、360、392、419、462、562の物質が該当するが、いずれもこれまでと同一の物質。（IUPAC名称において、C6以下の炭化水素は直鎖ではない場合、イソブタン、ネオペンタンなどの表記にするため記載のないものはノルマルとなる。）

（例）管理番号7 アクリル酸ブチル（現行：アクリル酸-ノルマル-ブチル）

③ 「尿素」、「ウレア」の記載が混在していたため日本語表記の「尿素」に統一しました。

2. CAS番号の情報について

NITEのホームページにて当該対象化学物質のCAS番号を参考情報として掲載。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

3. 英語名称のリストについて

NITE-CHRIPにて確認可能。

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002

4. その他のお問合せが多かったもの

① エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩（管理番号595）は、エチレンジアミン四酢酸、エチレンジアミン四酢酸のカリウム塩、エチレンジアミン四酢酸のナトリウム塩のみが対象で、カリウムとナトリウムを同時に含む塩や、カリウム、ナトリウム以外の元素を含む塩は対象外です。

② その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

14

各制度における対象化学物質の切り替え時期（令和3年10月20日公布）

- 令和5年4月1日 改正政令の施行
排出量・移動量の把握開始、SDSの提供
- 令和6年4月1日～ 改正政令でのPRTR届出

制度		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
SDS	指定物質① (改正後対象外)		SDSの提供 (政令改正前(現行)の指定物質であって改正後に対象外となる指定物質)		
	指定物質② (改正前・後も対象)		SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	SDSの提供 (政令改正前後で変更のない指定物質)	
	指定物質③ (改正後対象)		新旧両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供	SDSの提供 (政令改正後の指定物質)	
			SDSの提供準備 (政令改正後に新たに追加となる指定物質のSDS作成・周知)		
PRTR	事業者による把握	2021年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2022年度分把握 (政令改正前(現行)の第一種指定物質)	2023年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)	2024年度分把握 (政令改正後の第一種指定物質)
	事業者による届出・圏による公表	2020年度分の届出・公表	届出 → 公表	届出 → 公表	届出 → 公表

15

化管法施行規則の改正について

- 化管法政令の改正等に伴い、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正。

○改正の内容

(1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）

(2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）

水銀に関する水俣条約の担保措置として、大気汚染防止法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設における届出対象に追加する。

(3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）

政令において新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、法第6条第1項に定める第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するため、別表を改正する。

(4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1条関係）

政令改正ごとの政令番号の変更による事業者のシステム更新等の負担を軽減するため、指定化学物質ごとに付与する管理番号を用いて届出を行うよう、様式第1条を変更する。その他所要の改正を行う。

(5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4条関係）

インターネット方式の普及等により、同様式から通信方式の選択欄を削除する。

(6) 電子届出の届出期間の延長（附則関係）

政令において、令和6年度以降の届出対象となる指定化学物質を変更した。この機会に、政令の施行に伴う事業者及び行政の届出に係る事務の負担軽減のため、書面届出から電子届出への移行を推進することとし、令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を、施行規則第5条に規定する6月30日から7月31日に1か月間延長する。

○スケジュール

公布日 令和4年3月31日

施行日 (1)、(2)及び(6) 公布日同日
(3)、(4)及び(5) 令和5年4月1日

16

化管法施行規則の改正について

(特別要件施設において把握すべき事項の追加)

- 「水銀及びその化合物」は、PRTR届出対象物質の一つであるが、水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）を担保するため、平成27年に大気汚染防止法が改正（平成30年4月1日より施行）され、水銀等を大気中に排出する者は、「設置時の届出」「排出基準の遵守」「水銀濃度の測定」の義務が課されることとなった。これらの水銀排出施設（下表）のうち、廃棄物焼却炉等は化管法の特別要件施設に該当する。
- このため、水銀及びその化合物を、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質に追加した。（当該規定に関する改正施行規則は令和4年3月31日公布・施行。令和4年度から把握を開始し、令和5年度から届出を開始。）

水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	化管法における状況	
		相当する対象業種	特別要件施設
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー	電気業、熱供給業	
②産業用石炭燃焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー 小型石炭混焼ボイラー		
③非鉄金属製造用の精錬焙焼工程	一次施設（銅・工業金、鉛、亜鉛） 二次施設（銅・工業金、鉛、亜鉛）	非鉄金属製造業	
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 下水道業 ※廃棄物焼却炉を有する場合、上記業種に限らない	○
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	

17

化管法施行規則の改正について

- 届出様式を改正（管理番号の導入） ※2024年度（令和6年度）届出から

管理番号の導入

電子届出では、継続して届出される場合、**現行の対象物質は自動で入力されます。**（一部新規になるものは別途別紙の追加が必要）

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称		単位
第一種指定化学物質の管理番号		kg mg←TEQ(7イ科シ類の場合)
排出量	イ 大気への排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ロ 公共用水域への排出	
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	
移動量	ニ 当該事業所における埋立処分	埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 移動先の下水道終末処理施設等の名称
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)	
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 プラスチック・コンクリート・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 腐さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他		
※整理番号		

法人番号の追加

新たな項目となりますので追加をお願いします。

様式第1 (第5条関係)
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣(都道府県知事) 殿

届出者 住所 〒
(ふりがな)
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称
	法人番号
	事業所の名称
	事業所の所在地
	都道府県 市区町村

メールアドレスの追加

電子届出では、自動で入力されます。

担当者	部署
(問い合わせ先)	氏名
	電話番号
	メールアドレス
※受理日	年 月 日
	※整理番号

18

化管法施行規則の改正について

- 管理番号について

これまでの政令番号での届出では政令改正のたびに番号が変更となるため管理番号を導入
管理番号は現在の政令番号を基本として現在の第1種指定化学物質、第2種指定化学物質、新たに追加された第1種指定化学物質、第2種指定化学物質の順に番号を付与
化管法管理番号リストを公開 (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)
全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷がわかるようなリストとなっています。

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等 に換算 する化学物質	2021 (R3) 改正		2008 (H20) 改正		変遷等				
					第一種	第二種	第一種	第二種	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●		●						
2	アクリルアミド		4		●		●						
3	アクリル酸エチル		4		●		●						
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●		●						
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		4		●		●						
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		4			●	●		▲				
7	アクリル酸ブチル		4		●		●						◇(ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●		●						
9	アクリロニトリル		4		●		●						
10	アクロレイン		3		●		●						
11	アジ化ナトリウム		1				●		●				
12	アセトアルデヒド		3		●		●			□			
13	アセトニトリル		4		●		●		●				

管理番号の付与：現行第1種から順番に付与しているため462番までは現在の政令番号と同一

対象から外れたものはセルをグレーで表記

19

化管法施行規則の改正について

管理番号

注意：同じ物質であっても、統合（グループ化）した物質、分離した物質については別物質としてカウントしています。

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等					
					特定第一種	第二種	政令番号	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更	
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		6								1-296	● (統合691)				
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		6								1-297	● (統合691)				
691	トリメチルベンゼン		6		●		1-342	●			1-296、1-297、新規		★ (範囲拡大)		○	

異なる管理番号

グループ化した物質は、それぞれ別物質として番号が付与されますが、変遷がわかるようにしています

20

化学物質管理指針の改正

- 産構審制度WG報告書に基づき、化学物質管理指針を改正（令和4年度公布予定）
- 地方公共団体との連携や災害による被害の防止に係る平時からの取組を留意事項として追加

○化学物質管理指針※とは

※指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年環境庁・通商産業省告示第1号）

法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が化学物質の管理に関して一般的・業種横断的に講ずべきと考えられる事項をガイドラインとしてまとめたもの。

指定化学物質等取扱事業者は、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱いの実態に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

○背景

近年の災害の発生状況等を受け、産構審制度WG（令和元年6月）において、指定化学物質等取扱事業者と地方公共団体との連携や、災害による被害の防止に係る指定化学物質等取扱事業者の平時からの取組を一層促進させる必要がある旨が取りまとめられた。

○内容

指定化学物質等取扱事業者においては、災害による指定化学物質等による被害の未然防止を促進する等のため、**指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体に適切に情報提供するとともに、平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図ることが重要であることから、事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進する際に留意すべき措置を定めている化学物質管理指針に、これらの取組をその他の留意事項として追加する。**

21

目次

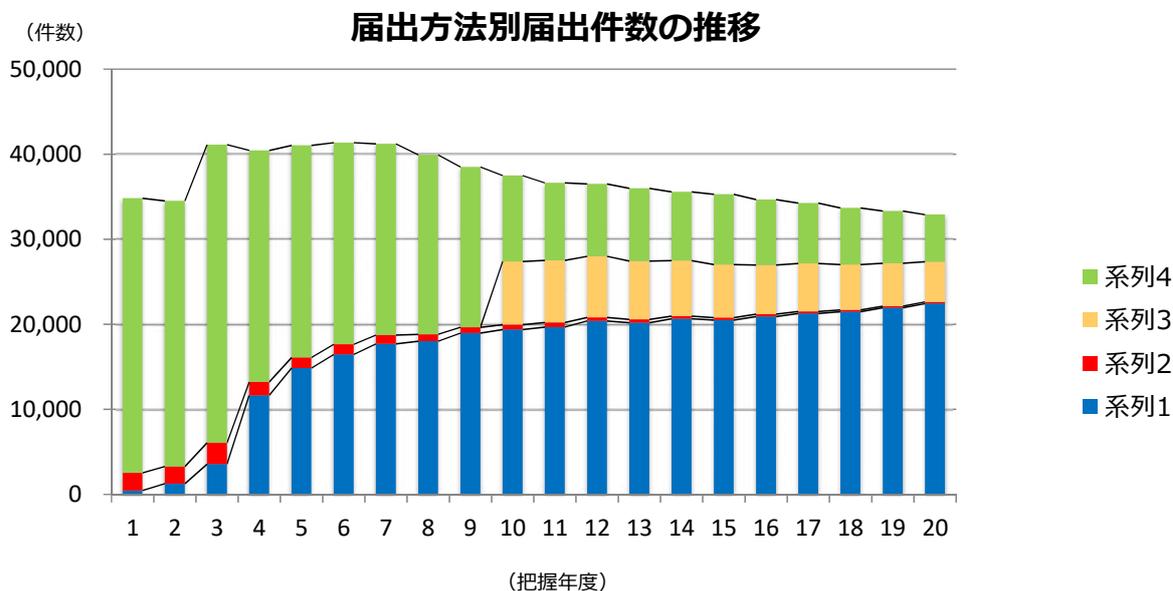
1. 化管法の概要

2. 化管法の見直し（政省令改正）

3. PRTR電子化促進について

PRTR届出の現状

- 電子届出開始（2001年度分）から電子届出への移行を推進するべく普及啓発を行ってきたところ
- パンチ作業削減のため2010年度からは作成支援システムを導入しQRコード付き※の書面届出が可能となったところ



※QRコード付きの書面届出とは、NITEが提供するPRTR届出作成支援システムを利用して作成した届出書であり届出書を印刷するとQRコードが付与され、行政機関ではそれを機械で読み取ることによりデータ化を行えるもの。

PRTR届出の現状

業種別書面届出数

書面届出件数上位業種

(2020年度把握分)

業種	書面			磁気	電子	合計		書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり			件数	割合	書面計	QRなし	電子届出	電子化計
燃料小売業	4,200	1,927	2,273	48	10,413	14,661	44.6%	28.6%	13.1%	71.0%	86.9%
金属製品製造業	689	438	251	2	1,080	1,771	5.4%	38.9%	24.7%	61.0%	75.3%
化学工業	547	316	231	4	1,433	1,984	6.0%	27.6%	15.9%	72.2%	84.1%
一般廃棄物処理業	544	243	301	34	1,094	1,672	5.1%	32.5%	14.5%	65.4%	85.5%
輸送用機械器具製造業	380	244	136	0	582	962	2.9%	39.5%	25.4%	60.5%	74.6%
電気機械器具製造業	355	247	108	0	815	1,170	3.6%	30.3%	21.1%	69.7%	78.9%
プラスチック製品製造業	345	205	140	1	678	1,024	3.1%	33.7%	20.0%	66.2%	80.0%
一般機械器具製造業	286	169	117	0	472	758	2.3%	37.7%	22.3%	62.3%	77.7%
石油製品・石炭製品製造業	231	173	58	0	344	575	1.7%	40.2%	30.1%	59.8%	69.9%
窯業・土石製品製造業	226	157	69	1	328	555	1.7%	40.7%	28.3%	59.1%	71.7%
下水道業	215	59	156	94	1,703	2,012	6.1%	10.7%	2.9%	84.6%	97.1%
石油卸売業	207	90	117	0	239	446	1.4%	46.4%	20.2%	53.6%	79.8%
食料品製造業	192	111	81	0	229	421	1.3%	45.6%	26.4%	54.4%	73.6%
非鉄金属製造業	169	126	43	0	339	508	1.5%	33.3%	24.8%	66.7%	75.2%
...											
合計	10,263	5,543	4,720	191	22,436	32,890	100%	31.2%	16.8%	68.2%	83.2%

※電子化割合の電子化計は、電子届出、磁気、書面（QRあり）の合計を電子化としています。

24

PRTR届出の現状

都道府県別種別届出数①（北海道～三重県）

(2020年度把握分)

都道府県	書面			磁気	電子	合計 件数	書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり				書面全体	QRなし	電子届出	電子化計
北海道	859	334	525	66	897	1,822	47%	18%	49%	82%
青森県	104	51	53	4	304	412	25%	12%	74%	88%
岩手県	120	62	58	0	380	500	24%	12%	76%	88%
宮城県	190	84	106	0	550	740	26%	11%	74%	89%
秋田県	115	59	56	5	329	449	26%	13%	73%	87%
山形県	118	40	78	0	331	449	26%	9%	74%	91%
福島県	244	130	114	4	653	901	27%	14%	72%	86%
茨城県	303	161	142	2	746	1,051	29%	15%	71%	85%
栃木県	225	157	68	5	481	711	32%	22%	68%	78%
群馬県	199	125	74	0	566	765	26%	16%	74%	84%
埼玉県	538	409	129	0	872	1,410	38%	29%	62%	71%
千葉県	501	263	238	2	726	1,229	41%	21%	59%	79%
東京都	448	338	110	0	571	1,019	44%	33%	56%	67%
神奈川県	537	285	252	3	676	1,216	44%	23%	56%	77%
新潟県	275	97	178	6	654	935	29%	10%	70%	90%
富山県	160	66	94	3	326	489	33%	13%	67%	87%
石川県	165	85	80	2	249	416	40%	20%	60%	80%
福井県	88	36	52	0	239	327	27%	11%	73%	89%
山梨県	73	42	31	5	223	301	24%	14%	74%	86%
長野県	247	115	132	5	839	1,091	23%	11%	77%	89%
岐阜県	247	135	112	3	583	833	30%	16%	70%	84%
静岡県	375	217	158	0	977	1,352	28%	16%	72%	84%
愛知県	844	573	271	16	1,018	1,878	45%	31%	54%	69%
三重県	169	84	85	0	565	734	23%	11%	77%	89%

※電子化割合の低いところを黄色いセルで表示。

25

PRTR届出の現状

・ 都道府県別種類別届出数②（滋賀県～沖縄県）

（2020年度把握分）

都道府県	書面			磁気	電子	合計 件数	書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり				書面全体	QRなし	電子届出	電子化計
滋賀県	194	115	79	0	408	602	32%	19%	68%	81%
京都府	132	73	59	25	371	528	25%	14%	70%	86%
大阪府	399	254	145	0	1,018	1,417	28%	18%	72%	82%
兵庫県	292	142	150	9	1,140	1,441	20%	10%	79%	90%
奈良県	68	44	24	0	198	266	26%	17%	74%	83%
和歌山県	73	26	47	1	181	255	29%	10%	71%	90%
鳥取県	28	10	18	2	188	218	13%	5%	86%	95%
島根県	54	10	44	0	195	249	22%	4%	78%	96%
岡山県	266	144	122	4	500	770	35%	19%	65%	81%
広島県	225	115	110	1	549	775	29%	15%	71%	85%
山口県	124	69	55	1	397	522	24%	13%	76%	87%
徳島県	97	18	79	1	157	255	38%	7%	62%	93%
香川県	105	58	47	0	247	352	30%	16%	70%	84%
愛媛県	95	32	63	1	364	460	21%	7%	79%	93%
高知県	29	7	22	0	151	180	16%	4%	84%	96%
福岡県	360	219	141	1	756	1,117	32%	20%	68%	80%
佐賀県	68	34	34	2	217	287	24%	12%	76%	88%
長崎県	120	48	72	12	187	319	38%	15%	59%	85%
熊本県	124	37	87	0	382	506	25%	7%	75%	93%
大分県	95	75	20	0	287	382	25%	20%	75%	80%
宮崎県	47	27	20	0	273	320	15%	8%	85%	92%
鹿児島県	74	23	51	0	363	437	17%	5%	83%	95%
沖縄県	50	15	35	0	152	202	25%	7%	75%	93%
合計	10,263	5,543	4,720	191	22,436	32,890	31%	17%	68%	83%

※電子化割合の低いところを黄色いセルで表示。

26

PRTR届出の電子届出促進について

・ 便利になったPRTR届出システムを利用して**電子届出をお願いします**

○ **電子届出の現状** **68%**（全32,890事業所のうち電子届出は22,436事業所）（2020年度把握分）

○ 電子届出メリット

- 過去の届出も管理可能
- 次年度に入力の手間が省けます
- 記載ミスが削減できます（役所とのやりとりが少なくなる。システム上で可能。）
- 届出不要の連絡も可能
- 社内の紙決裁への対応として様式での印刷も可能
- **2022年度から電子届出のみ届出期間が延長（7月31日まで可能）**

※2022年度～2024年度の3年間限定

○ おすすめポイント

- **クライアント証明書のインストールが不要**（2022年度届出から）
- 2023年度からさらにPRTR届出システムが使いやすくなります

NITE(製品評価技術基盤機構)HP
PRTR電子届出方法はこちらから↓
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>
電子届出が簡単にわかる動画解説(入門編、実践編、解決編)を配信開始!

27

事業者の皆さんへのお願い①

- 対象物質の確認、SDSの確認・整備

2023年4月に化管法改正政令が施行され、化管法対象化学物質が入れ替わります。貴事業所が取り扱っているSDSについて、化管法改正政令の施行後、新たに化管法対象となる物質がないか、対象から外れる物質がないかを確認してください。

化学物質製造・輸入等の事業者様には、対応が変わる物質の情報（SDS）について、提供する事業者の皆様へ、改正政令施行（2023年4月1日）前から早めにお知らせいただくようお願いしております。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015sds.pdf

政府では、新たな知見による化学物質の有害性の確認・見直しを随時行っており、GHSに基づく分類結果を公表しております。分類結果はNITEのホームページにて確認いただけます。

<GHS総合情報提供サイト（NITE）>

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

貴事業所でSDS作成・見直しを行う際に、参考としていただければ幸いです。

ご自身が使用される化学物質について最新情報を常に確認してください。

なお、NITEにて「**GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム**」（NITE-Gmiccs）をHPにて公表しております。**2022年度からは、GHS分類やラベルの作成のほかに、SDS作成支援も行うシステムとなっています。**SDSを提供する必要がある事業者様におかれましては、是非ご活用ください。

<NITE-Gmiccs>

<https://www.ghs.nite.go.jp/>

28

事業者の皆さんへのお願い②

- 対象物質の入れ替わりに伴う、現状の化学物質や管理の見直し
- PRTR届出の確認

①取り扱う化学物質の再確認

・使用中の化学物質が、改正後に**PRTR届出対象物質であるか確認**してください。

これまで対象だった物質が対象外になっていないか、新たに指定され、PRTRの把握・届出が必要となる物質となっていないかを、改めて確認してください。

②工程の確認

製造・加工工程が変更されたことにより、これまで大気へ排出していた物質が、新しい工程で排出が減ったり、回収ができるようになった等の変更はありませんか。

例えば、工程変更により、10%排出から5%に減少したにもかかわらず、同じ計算式でPRTRの届出を提出していませんか？

PRTRの届出に、20年前から同じ排出係数を使用していませんか？大気や水域への排出でなく廃棄物への移動量に変更されていませんか。

改めて、PRTR排出量を把握している工程を確認してください。

いつものPRTR
届出で大丈夫？

③PRTR届出の見直し

上記の工程での排出係数の見直しに加え、**物質そのものも確認してみよう。**

水和物は、水を含んだ数量で届出していませんか。

（例えばヒドラジン水和物の場合は、水和物を除いたヒドラジンを届出します。）

金属化合物は、金属元素で換算量で届出していますか。

29

事業者の皆さんへのお願い③-1

- PRTR届出は、電子届出を利用してください

2023年度のPRTR届出の際には、是非電子届出を利用してください。

電子届出して面倒ではないのか？

やり方がよくわからないから、また書面で届出しよう と思っている方・・・

そんなことはありません！

皆さんにも簡単にご利用いただけます。

不安な方は、是非NITEのHP↓をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

こちらのページには、PRTR届出システムの操作マニュアルだけではなく操作方法を説明した動画も掲載しておりますので是非こちらをご活用ください。



PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。
PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#)にて公開しております。

意外と簡単！

30

事業者の皆さんへのお願い③-2

- PRTR届出は、電子届出を利用してください

電子届出を始めるときは、まず「**電子情報処理組織使用届出書**」を、普段PRTR届出を提出している自治体へ提出してください。

自治体で受付・内部処理が終わりましたら、自治体からIDとパスワードが届きます。そのIDとパスワードでPRTR届出システムが利用可能となります。

PRTR届出システムを使ったものの、途中で警告表示が出たり、別紙の追加など方法がわからなくなった場合のために、**様々なサポート**をご提供しています。

【電子届出関連FAQ】

電子届出に関するよくある質問をこちらでまとめております。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

【チャットボット（AI質問回答システム）】

いつでも質問と回答確認が可能なチャットボットもあります

<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top>

【動画解説】

NITE「PRTR制度 電子届出が初めての方へ」のページからでもアクセスすることができます

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkuOj3xAKkv8NXDjxRL7yIl0IG5jZS>

【電子届出支援窓口】

上記の動画やチャットボットでは分からない点がある場合、NITEのPRTR電子化支援窓口にて、メールまたは電話でお問い合わせください。

PRTR電子化支援窓口

E-mail : prtr_td@nite.go.jp TEL : 03-5465-1683

31

おわりに

- 経済産業省HPのご案内及びお問合せについて

経済産業省化管法のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

政省令改正のページやQ Aのページなど充実させておりますのでご活用ください。

【政省令改正のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html

【Q & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

【SDS制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

【GHS】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【PRTR電子届出】NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

お問合せについて

テレワークを引き続き実施させていただいております。

問い合わせについては、以下の問い合わせフォームをご利用いただきますようお願いいたします。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

PRTR電子届出についての 新たな発信情報・ツールのご紹介

令和4年

NITE化学物質管理センターリスク管理課

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）とは・・・

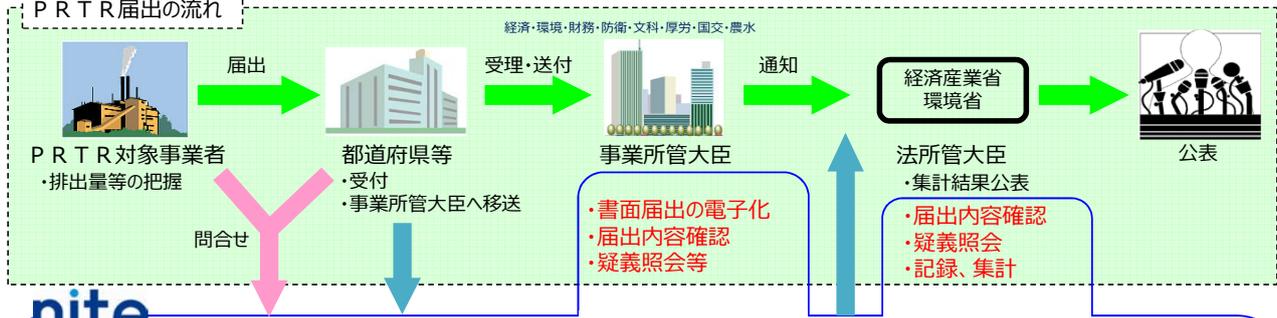


PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、
 化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
- ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
- ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
- ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成



化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
- ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
- ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
- ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- * リスク評価
- ・PRTRマップ（濃度マップ・排出量マップ）の作成
- ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
- ・地方自治体との連携によるリスク管理促進

nite

電子届出のメリット

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！ ※新規届出提出の利用期間は、 4/1～6/30	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない <small>==期間限定== 令和4-6年度の電子届出のみ7/31まで</small>	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

nite

PRTRの届出って正直面倒、 電子届出は操作が難しい、 と思っているあなたに・・・



PRTR排出量等の届出って、必要なのはわかるけど、毎年、同じ会社情報を記入した届出書を作るのは面倒ね・・・。

ワンクリックで届出できる、電子届出があるのは知っているけれど、操作が複雑なんじゃないかなあ。



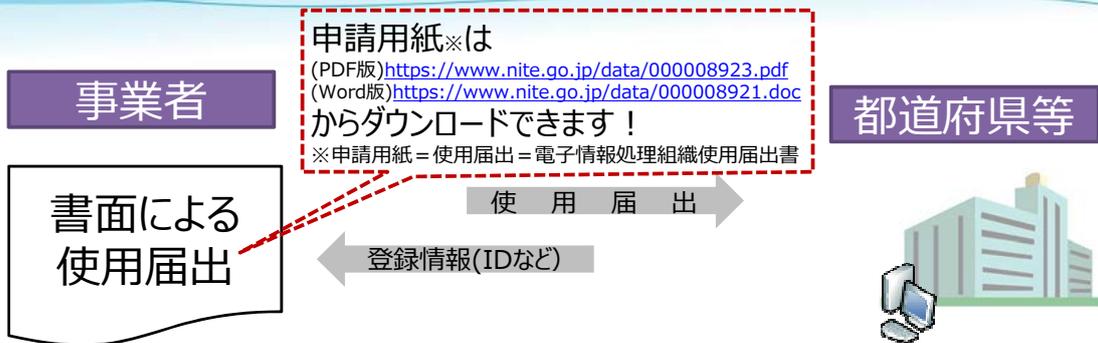
PRTR排出量等届出とは・・・

- ・事業所ごとに、4月から1年間の化学物質の環境への排出・移動量を把握。
- ・翌年度の届出期間（4 - 6月）に、自治体経由で国へ提出が必要。



是非、知っていただきたい情報を、詰め込みました！！

電子届出を開始するのは面倒なのでは？？？



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる！
（提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！）

その後・・・



詳細については後半のシステム改修ポイントにて説明します。

※クライアント証明書の登録が今年度からなくなりました。
・・・インストール済みの証明書について 特に何の操作をしていただかなくても、問題無く届出いただけます。

思ったより簡単だ！

電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

<届出者>		〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】	住所検索
住所	郵便番号	※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)	
	(ありがな) とうきょうと	(全角かな) 【必須】	
	(ありがな) 都道府県名	東京都 ▼ 【必須】	
	(ありがな) しぶやく	(全角かな) 【必須】	
	(ありがな) 市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】	
	(ありがな) にしはら2ちょうめ	(全角かな) 【必須】	
町域名以下	西原2丁目	(全角) 【必須】	
	どくろつぼうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ	(全角かな) 【必須】	
氏名 (法人にあっては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】	
(ありがな) りじょう	(全角かな) 【必須】		
氏名 (法人にあっては代表者の役職)	理事長	(全角) 【必須】	
(ありがな) はせがわ ふみひこ	(全角かな) 【必須】		
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	長谷川 史彦	(全角) 【必須】	
<代理人>			
(ありがな)	(全角かな)		
役職	※化学物質の管理責任者以上の役職に限り(工場長等)。(全角)		
(ありがな)	(全角かな)		
氏名	(全角)		
<p>特定化学物質の工場への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。</p> <p>※本項目(「前回の届出における名称」を除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。 ※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。</p>			
<事業所の概要>			
(ありがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつぎんきこう	(全角かな) 【必須】	
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】	

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



nite

6

例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・ (去年の値より約1000倍の数値を入力した場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号: 001 大気への排出 : 『9902: 同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント (事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも?

例えば・・・ (誤って取扱量を入力してしまった場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号: 001 大気への排出 : 『9901: 化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント (事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが!

問題なし 画面上で修正 一時保存

例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

記入漏れがあった場合、警告が表示されます！

・ APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

<input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動 (イ以外) 当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	10 (半角数字) 【必須】
	廃棄物の処理方法 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 01 脱水・乾燥 <input type="checkbox"/> 04 中和 <input type="checkbox"/> 07 その他 <input type="checkbox"/> 02 焼却・熔融 <input type="checkbox"/> 05 破碎・圧縮 <input type="checkbox"/> 03 油水分離 <input type="checkbox"/> 06 最終処分
	廃棄物の種類 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 01 燃え殻 <input type="checkbox"/> 10 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 02 汚泥 <input type="checkbox"/> 11 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 03 廃油 <input type="checkbox"/> 12 ゴムくず <input type="checkbox"/> 04 廃酸 <input type="checkbox"/> 13 金属くず <input type="checkbox"/> 05 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 15 鉱さい <input type="checkbox"/> 07 紙くず <input type="checkbox"/> 16 がれき類 <input type="checkbox"/> 08 木くず <input type="checkbox"/> 17 ばいじん <input type="checkbox"/> 09 繊維くず <input type="checkbox"/> 18 その他

電子届出の場合、入力漏れがあると届出ができないため、記入漏れの心配がない！

これがもし書面届出の場合・・・
最悪の場合、もう一度別紙を作成し自治体に提出しないとけなくなる！？



例えば・・・電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

番号 <排出量> <input checked="" type="checkbox"/> 大気への排出 6210 (半角数字) 【必須】 <input type="checkbox"/> 公共用水域への排出 (半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
--	------------------

⊕ [6210]は『6200』に変換されます。 OK

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～
排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。
排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.96	10	9.96	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、
小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き4 2ページ
排出量等の数値は有効数字2桁で記載する必要があります。
詳細については『届出の手引き』と検索すると上位に表示されますので、そちらからご確認いただくか、下のURLからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf

よくある質問



今年度は取扱量が少なかったため、**届出は不要**。
でも、届出しないのは不安だな…。どうしよう…。
国(自治体)には届出不要の連絡したいけど。

その悩み…

電子届出なら解決できます！

自治体(国)からの
問合せも減ります！

『**お知らせ登録**』を行うことで、自治体(国)に、
何故届出が不要なのかを連絡できます！！

他にも内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪



照会があった場合の対応について

電子届出の場合…

-----Original Message-----
From: info_prtr@nite.go.jp <info_prtr@nite.go.jp>
Sent: [Redacted]
To: [Redacted]
Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ (排出量等届出 - 照会)

令和 2年 9月 3日

[Redacted] 株式会社 [Redacted] 様

[Redacted] 市から以下の化管法第 5 条第 2 項に係る届出について照会があります。
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号: [Redacted]
事業所名: [Redacted]

デフォルトでメール設定されているので、自治体から照会があれば**すぐに**通知が届き、
照会内容もシステムから**すぐに**確認ができ、**すぐに**回答ができる。

一方、書面届出の場合…



○×反応が考えられるから廃棄物は
△□！？
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答する
のが難しいケースもある。

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

『PRTR 電子 初めて』と検索すると当該ページが上位に表示されます。

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を動画にて公開しております。

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意

PRTR届出システムへのログインページはこちら

化管法関連情報

- 化管法 法律条文、関連資料
- PRTR制度(届出関連)
 - PRTR制度(届出関連) (改正前)
 - PRTR制度 届出対象事業者の判定
 - PRTR制度 PRTR対象物質
 - PRTR制度 排出量算出方法
 - PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報
 - PRTR制度に関するその他の情報
- PRTR制度(データの参照と活用)
- SDS制度

分野サイトマップ

注目コンテンツ

化学物質管理センターの取組・成果(ニュースリリース等)

nite

12

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（入門編）

<<初めての方向け>>

電子届出のシステムを利用するための申請書はどこからダウンロードできるのかを検索サイトのところから実際に操作しご説明。また、初めてログインをしてから届出をするまでの流れも実際に操作をしてご紹介。

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（実践編）

<<利用されたことがある方向け>>

利用申請をしたときの情報から変更があった（例えば代表者、担当者が変わった等）場合の、手続き等や、燃料小売業の届出方法などご紹介

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（解決編）

<<警告メッセージの対応方法がわからない方向け>>

PRTR届出システム利用中に、時々警告メッセージが表示された場合の対応方法等について事例形式でご紹介（FAQからよくあるご質問を抜粋し作成）

<<電子届出が初めての方へ>>

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

<<PRTR電子届出の操作方法(説明動画プレイリスト)>>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yI0IG5jZS>

nite

13

実際の画面

The screenshot shows a YouTube playlist page. At the top, the URL <https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS> is highlighted with a red box. Below the search bar, three video thumbnails are listed:

- 1. PRTR電子届出の操作方法 (入門編) - 15:43
- 2. PRTR電子届出の操作方法 (実践編) - 25:45
- 3. PRTR電子届出の操作方法 (解決編) - 25:30

On the left side, the video player shows the first video. A red arrow points from the video player area to the URL box. Text on the right side of the page reads: **3種類あります! (詳細は前のスライドへ)**. At the bottom of the page, the text **PRTR電子届出の操作方法 (再生リスト)** and the URL <https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS> are highlighted with a red box.

nite

14

<<参考 : YouTubeのチャプター (章区切り) 機能について>>

The screenshot shows a YouTube video player interface. The video title is 'PRTR 電子届出の操作方法 (入門編)'. The player controls at the bottom show a red box around the 'タイトル >' button. Text to the right of the player says: **再生ボタン右側のチャプタータイトルをクリックすると・・・**. On the right side, a 'チャプター' (Chapters) sidebar is open, showing a list of chapters with their start times:

- タイトル 0:00
- STEP1 パソコンの準備 1:16
- STEP2 事前届出の提出 1:55
- STEP3 ユーザID等の受領 4:47
- STEP4 届出システムへログイン 5:30
- STEP5 排出量等届出の入力と届出 8:15

A red box highlights the entire sidebar. A red arrow points from the 'タイトル >' button in the player controls to the sidebar. Text in a red box on the right side of the video says: **右側にチャプターが表示されます。**

nite

15

<<参考：動画の内容について>>

～入門編～

https://www.youtube.com/watch?v=mWA32a_TXDY&list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=1

- 1:16-1:54:STEP1パソコンの準備
- 1:55-4:46:STEP2事前届出の提出
- 4:47-5:29:STEP3ユーザID等の受領
- 5:30-8:14:STEP4届出システムへログイン
- 8:15-14:59:STEP5排出量等届出の入力と届出

～実践編～

<https://www.youtube.com/watch?v=Hduh-GjLWWY&list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=2>

- 0:50-08:15:過去に届出をしている場合の届出の流れ
- 8:16-10:50:XML形式のファイルを読み込んで届出する場合
- 10:51-17:11:会社名や担当者など登録情報を変更する場合
- 17:12-(残り):登録済みの事業所情報を変更・削除する場合

～解決編～

<https://www.youtube.com/watch?v=UyNXXjGg2Ys&list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=3>

- 0:47-2:41 : ユーザID・パスワードが分からない（一致しない）
- 2:42-3:56 : ログイン時にロックがかかってしまったとき
- 3:57-8:37:本紙の入力中にメッセージが表示されたとき
- 8:38-11:10:別紙の入力ができないとき
- 11:11-14:55:間違えて届出してしまったとき（内容を変更したい）
- 14:56-20:47:照会が届いた場合の回答手順
- 20:48-23:24:変更した登録情報が反映されていないとき
- 23:25-25:29:登録している事業所が届出対象外になったとき

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介

～No. 2 PRTR届出システムチャットボット（※）～

The image shows a screenshot of the nite website's homepage. The top navigation bar includes links for 'ナイトについて', '国際評価技術', 'バイオテクノロジー', '化学物質管理', and '適合性判定'. The main header area features '化学物質管理' and a molecular structure graphic. Below this, a '重要なお知らせ' (Important Notice) section is highlighted with a red box, containing a '注目コンテンツ' (Featured Content) box that lists '化学物質管理センターの取組・成果(ニュースリリース等)' and 'PRTR届出システムチャットボット'. A hand cursor is shown clicking on the 'PRTR届出システムチャットボット' link. To the right, a '分野サイトマップ' (Sector Site Map) is visible, with a red box around the 'PRTR届出システムチャットボット' link. A large, stylized graphic with the text 'ここをクリック' (Click here) is overlaid on the page, pointing to the chatbot link. The nite logo is in the bottom left corner.

※チャットボット・・・会話シミュレーションプログラムで、対話（chat）とロボット（bot）を掛け合わせた言葉。

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No. 2 PRTR届出システムチャットボット～

Q PRTR届出システムチャットボット



こんにちは。質問を入力してください。



操作方法



操作方法についてですね。
操作方法は、(1)操作マニュアル または (2)操作説明動画からご確認ください。
また、よくある質問についてもQ&A形式でまとめておりますのでご確認ください。

解決しましたか？

はい いいえ

操作方法を確認したい場合、どこを見たらいいかすぐわかります！
※3/31公開で、現在学習中です。公開当初よりは正答率が高くなっておりますので是非
ご活用ください。

届出に関してよくある間違いについて

事業所の名称が提出日時点になっている。(特に書面届出が多い)

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 令和4年4月1日
経済産業大臣(神奈川県知事) 殿 〒100-0015

届出者 (フリガナ)	どうせようとしやくがすあがせき
住所	東京都千代田区麹町1-2-2
(フリガナ)	がすあがせきかぶしきがいしゃ
氏名	隠ヶ岡株式会社

代表取締役社長 環境 太郎
(階入にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、
第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(フリガナ) がすあがせきかぶしきがいしゃ
事業者の名称	隠ヶ岡株式会社
事業所の名称	隠ヶ岡第一工場
事業所の所在地	神奈川県藤沢市 かながわけんふんさわしあきさひちよう 朝日町×××

事業所において常時使用される従業員の数 10 人

提出日時点の情報を記載する。

把握年度4月1日時点の情報を記載する。
(令和4年の届出なら令和3年4月1日時点)

システムからできます！

電子届出の場合……

使用届出情報※の変更手続きを適切に行っていれば、自動的に正しい情報が反映される。

※使用届出情報とはユーザIDに登録されている届出者の情報や担当者などの情報のこと

PRTR届出システムが2023年度にリニューアルします

その1：既にユーザIDを所有している場合、届出先追加の申請が（届出システム内の手続き）で完結します！



既にユーザIDを所持している事業者が、別の届出先（都道府県または委任市）を追加する場合は、全て(電子による使用届出提出～受理～ID発行通知まで)システムからできるようになります。

<画面のイメージ>

表示色説明	
	照会あり
	保留

受付番号について

届出種別(1文字目)	使用届出:U 使用届出変更届出:C 使用届出廃止届出:D	届出媒体(2文字目)	書面:P 電子:E
みなし届出(9文字目)	市区町村合併に伴う住所表記変更:M ※みなし届出は平成22年度までの対応		

使用届出が未提出である自治体へ事業所を追加する場合は [こちら](#)

全選択 選択解除 登録情報の変更 戻る

PRTR届出システムが2023年度にリニューアルします

その2：ユーザ自らアカウントロック解除等ができるようになります

誤ってブラウザバックをした場合でも、現行では15分のセッション切断を待つか、システムサポートに連絡するしかありませんでしたが、来年度からご自身でセッションを解除（＝現行のように**15分間待たず、すぐに使用**）することができるようになります。

また、セッション時間が15分から2時間に延長され、入力データの消失の機会が減ります。

※パスワードを忘れた場合の初期化もユーザ側で行うことができます。

<画面のイメージ>

PRTR届出システムが2023年度にリニューアルします

そのほか・・・

- 👉 **クライアント証明が不要になりました。** ※2022年度から2022年度から、クライアント証明を登録しなくても届出システムを利用できるようになりました。
- 👉 **様式の改正への対応（管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など）**
2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映されます。 ※一部統合・分離があった物質は除く
- 👉 **燃料小売算出が届出システムに実装されます**

<画面のイメージ>

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

別紙作成 燃料小売業者向けの排出量算出

別紙番号: 001 | 管理番号: 000001 | 登録の水溶性化合物 | 変更 | 別紙削除

別紙番号: 001

第一種指定化学物質の名称並びに管理番号

第一種指定化学物質の名称: 燃料の水溶性化合物

第一種指定化学物質の管理番号: 00001 | 単位: kg

排出量

排出量の算出

公共用水域への排出: 0.0 | 排出先の河川、湖沼、海域等の名称: XXX川

当該事業所における土壌への排出(二級分): 0.0

当該事業所における埋立処分: 0.0 | 埋立処分を行う場所: 1. 安定型, 2. 管理型, 3. 還原型

入力

種類	受入時 ※単位はkg/日/月/年です 受入量 (kg/年度)	ペーパー回収設備 kg/年度	給油時 ※単位はkg/日/月/年です 給油量 (kg/年度)	ペーパー回収設備 kg/年度
プレミアムガソリン	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
灯油	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	kg/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

排出量を算出する 入力情報をクリア キャンセル

ココをクリック

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)	備考	備考の要・不要	合計取引量 (t/年度)	
053 エチルベンゼン	0.03251	0	0.03251	別紙不要	0.42
080 キシレン	0.1134	0.0123	0.12575		3.1938
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	0.04579	0.0029985	0.0487885		3.11896
297 1,3,5-トリメチルベンゼン	0.01065	0	0.01065	別紙不要	0.504
300 トルエン					12.59088
392 ノルマルヘ					1.36488
400 ベンゼン					0.41904

別紙作成を押下すると別紙情報に反映

算出結果から別紙を作成する キャンセル

PRTR届出システムが2023年度にリニューアルします

- 👉 **別紙の数値をすべて0.0と入力するボタンができました。**

<画面のイメージ>

<第一種指定化学物質の名称並びに政令番号>

第一種指定化学物質の名称	001:亜鉛の水溶性化合物	必須	ボタンを押下するとすべて0.0が入力されます。
第一種指定化学物質の番号	001	必須	

排出量・移動量に「0.0」を設定 * 排出量・移動量の未入力欄に「0.0」が設定されます。 (*同時に入力済みの項目は変更されません。)

- 👉 **届出ボタンの押し忘れを防ぐ機能を実装しました。**

届出したタイミングでシステムから登録しているメールアドレスに通知がきます。また、一時保存をした場合、届出が完了するまでトップ画面に要処理件数としてカウントされます。

メニュー

- 1. 排出量等届出管理
 - 1-1. 排出量等届出
 - 1-2. ファイル・帳票出力
- 2. 使用届出管理
 - 2-1. 登録情報変更 (担当者、事業者情報等の変更)
 - 2-2. ユーザの削除 (廃止届出)

【NITEからのお知らせ】

	排出把握年度	要処理件数	未処理照会件数
排出量等届出	2023	1	
使用届出		1	1

要処理件数には未処理照会件数と最新把握年度の入力途中(照会の回答入力途中を除く)の件数を足した件数を表示しています。未処理照会件数は要処理件数の内数。

また、“入力完了”を押下したら届出が完了したと勘違いされる事業者が多かったため、ボタンの名前を“入力内容確認画面へ”に変更しました。



※注意※

こちらの画面はすべてイメージです。実際の改修後の画面とは少し異なる可能性があります。

これからも、より使い易い届出システムの運用や、
そのための情報発信を続けていく予定です。

是非、電子届出をご利用頂きたく、よろしく申し上げます。

<<お問合せ先>>

ナイト
(独)製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センターリスク管理課

電子届出や届出作成支援
システムについて

PRTRシステムサポート

TEL : 03-5465-1683

E-mail : info_prtr@nite.go.jp

電子届出が初めての方へ

PRTR電子化支援窓口

TEL : 03-5465-1683

E-mail : prtr_td@nite.go.jp

物質や算出方法等について

PRTRサポートセンター

TEL : 03-5465-1681

E-mail : support_prtr@nite.go.jp

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

殿

届出者 (ふりがな) 〒
住 所

(ふりがな)
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式（いずれかに○をすること）	1. ダイアルアップ方式	2. インターネット方式
届出に使用する通信用電話番号（インターネット方式の場合は空欄とすること）		
担当者 （連絡及び問い合わせ先）	(ふりがな) 氏 名	
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

（電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所）

(ふりがな) 事業所の 名 称			
所 在 地 (ふりがな)	〒	—	
		都道 府 県	市区 町 村

- 備考
- 1 本届出書は、ダイアルアップ方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあつては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(前葉からつづき)

(ふりがな) 事業所の 名称	-----			
所在地	〒	—	都道 府県	市区 町村
(ふりがな)	-----			

(ふりがな) 事業所の 名称	-----			
所在地	〒	—	都道 府県	市区 町村
(ふりがな)	-----			

(ふりがな) 事業所の 名称	-----			
所在地	〒	—	都道 府県	市区 町村
(ふりがな)	-----			

(ふりがな) 事業所の 名称	-----			
所在地	〒	—	都道 府県	市区 町村
(ふりがな)	-----			

2. 電子情報処理組織使用届出書の作成方法

(1) 電子情報処理組織使用届出書の記入例

電子による届出に必要なユーザID・パスワード等を取得するために、あらかじめ「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県等の窓口へ提出する必要があります。

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

*②

神奈川県知事 殿

*①

××年××月××日

〒 100-0013
 *③ (ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
 届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
 (ふりがな) かずみがせきかぶしがいしゃ
 氏 名 霞ヶ関株式会社
 だいひょうとりしまりやくしやちやう かんきやう たらう
 代表取締役社長 環境 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式（いずれかに○ をすること） *④	1. ダイヤルアップ方式 2. インターネット方式
届出に使用する通信用電話 番号（インターネット方式の場合は 空欄とすること） *⑤	
担 当 者 *⑥ (連絡及び 問い合わせ 先)	(ふりがな) かがく はなこ 氏 名 化学 花子
	部 署 藤沢第一工場 環境安全部管理第一係
	電話番号 0466-××-××××
	電子メールアドレス abc@xyz-mail.co.jp
※識別番号 *⑦	

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の名称 *⑧	ふじさわだいいちこうじやう 藤沢第一工場
所在地 *⑧	〒251-×××× 神奈川県 藤沢 市
(ふりがな)	あさひちやう 朝日町 ×-×

- 備考
- 1 本届出書は、ダイヤルアップ方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 電子情報処理組織使用届出書の記入要領

①『提出日』

- 電子情報処理組織使用届出書を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

- 提出先は事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）
- 「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『届出者』

- 住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。住所及び氏名は、届出を行う時点の情報を記入してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。
- 工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者の代理人として、届出者は委任することができます。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒	100-0013
(ふりがな)	とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者 住所	東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな)	かすみがせきかぶしがいしや
氏名	霞ヶ関株式会社
	だいひょうとりしまりやくしやちょう かんきょう たろう
	代表取締役社長 環境 太郎
代理人	ふじさわだいいちこうじょうちょう けいざい いちろう
	藤沢第一工場長 経済 一郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することいたしましたので、届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『通信方式』

- 事業者のパソコンから行政側の電子計算機へ、インターネット経由で接続し届出を行う場合は、「2. インターネット方式」を選択してください。（現在は、インターネットの利用が普及しており、「2. インターネット方式」による届出がほとんどです。）

⑤『届出に使用する通信用電話番号』

- インターネット方式の場合は空欄としてください。
- 通信用電話番号は、この電子情報処理組織使用届出書により登録する電話番号で発信者番号通知ができることが必要です。（ダイヤルイン等、発信の度に番号が変わる回線は使用できません。）

⑥『担当者』

- 届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を記入してください。
- 電子情報処理組織使用届出書の提出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合があります
- 電子メールアドレスは、行政側からの連絡に必要となりますので、担当者が業務時間中に受信できるものを記入するようお願いします。
- ※-（ハイフン）_（アンダーバー）0（ゼロ）o（オー）1（いち）l（エル）等判別しにくい文字は、ふりがなの記載をお願いいたします。

⑦『識別番号』

- この欄は記入しないでください。

⑧『電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所』

- 届出を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。

～複数の事業所について電子による届出を行う場合～

同一の都道府県等に存在する複数の事業所の届出は、同一のパソコンから行うことができます。電子情報処理組織使用届出書は、これらの事業所を一括して記入し、提出します。

以下のように電子情報処理組織使用届出書の2ページ目を使用してください。

届出を行う同一都道府県等の事業所が5つ以上ある場合は、様式の2ページ目をコピーしたものを、3ページ目以降として使用してください。

(前業からのつづき)	
事業所の名称 (ふりがな)	ひらつかだいさんこうじょう 平塚第三工場
所在地 (ふりがな)	〒254-XXXX 神奈川県 平塚市 明石町 X-X
事業所の名称 (ふりがな)	おだわらこうじょう 小田原工場
所在地 (ふりがな)	〒250-XXXX 神奈川県 小田原市 石橋 X-X